

富士見市こども家庭福祉審議会の役割

1 趣旨

富士見市こども家庭福祉審議会は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づく、合議制の機関として設置しているものです。委員の皆様につきましては、児童福祉に関する事項等について調査審議をしていただく機関になります。

2 会議の公開

会議は原則公開です。ただし議題の内容によっては非公開となります。

令和7年度審議内容（予定）

1	第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画の検証結果について
2	「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～」の検証結果について
3	その他児童福祉に関すること

※会議は、例年3回程度の開催となっております。

○富士見市こども家庭福祉審議会条例

平成 13 年 3 月 14 日

条例第 9 号

注 平成 22 年 12 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市こども家庭福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 児童福祉又は教育に関し知識経験を有する者

(2) 市民

(委員)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、子ども未来部において処理する。

(平 22 条例 18・一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日条例第 12 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 21 日条例第 18 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 12 日条例第 6 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 24 日条例第 8 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。